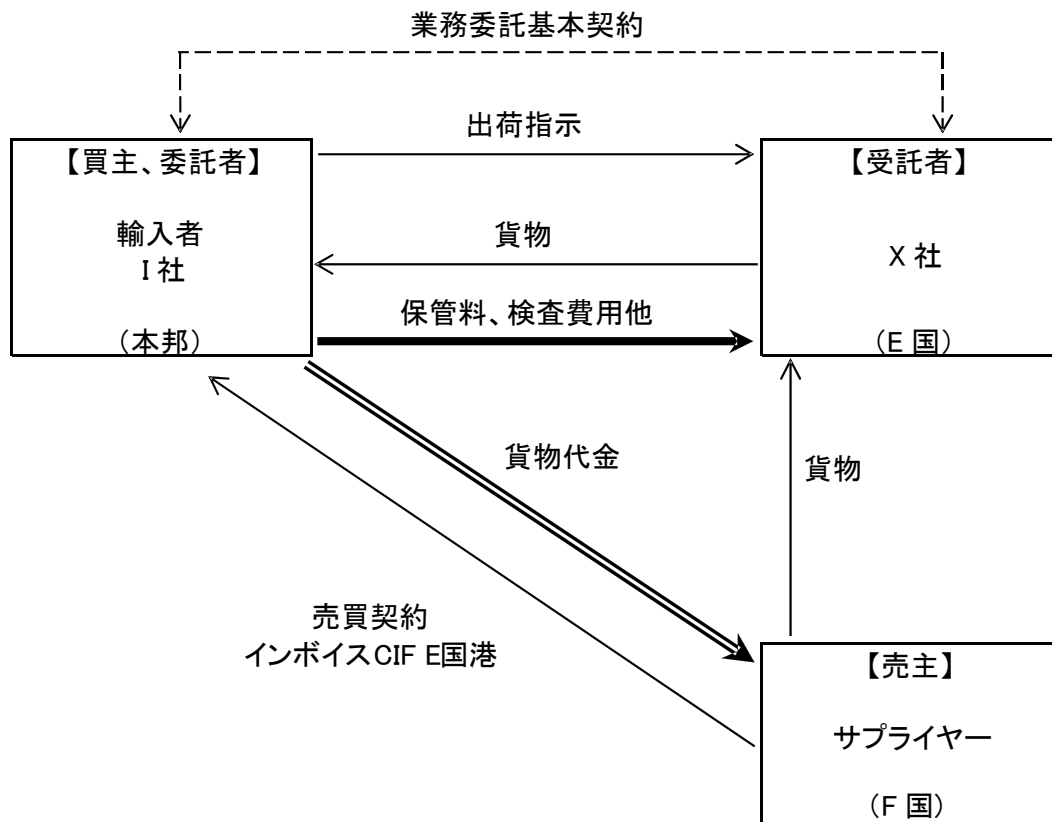


輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

第三国渡し条件で輸入者に引き渡され、第三国において保管後に輸入者の都合及び手配により本邦に輸送される貨物に係る第三国での保管料等について

照会	
照会内容等	① 輸入貨物の品名 カカオ豆（税表分類:第18類）
	② 照会の趣旨 本邦への輸入に先立ち、第三国において貨物を保管する場合の保管料及び検査費用が輸入貨物の課税価格に含まれるか否かを照会するものです。
	③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由 別紙1のとおり。
④ 関係する法令条項等 関税定率法第4条の4	
⑤ 添付書類 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料	

回答	
回答年月日	平成30年9月12日
回答者	大阪税関業務部首席関税評価官
回答内容	別紙2のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。



2. 取引の概要

- (1) I 社（以下「輸入者」という。）は、本邦向けカカオ豆（以下「貨物」という。）を特殊関係にない、F 国所在のサプライヤーから CIF E 国港条件にて買付けます。危険負担は F 国の輸出港にて、所有権は船積書類引渡しによりサプライヤーから輸入者へ移転します。
- (2) 輸入者とサプライヤーは、長年の商慣行で貨物の国際相場に準じて売買価格を取り決めます。国際相場は日々変動するので、それに合わせて契約価格も日々変動することになります。
- (3) 輸入者は、買い付けた貨物を一時保管するために、E 国の保税倉庫に搬入します。
- (4) 輸入者は、E 国所在物流会社である X 社と業務委託契約を締結しております。この契約に基づき、X 社が行う作業は以下のとおりです。
 - ① サプライヤーから届けられた貨物をコンテナから取り卸し、保税倉庫に搬入、保管します。
 - ② 輸入者の指示に基づき検品を行いますが、貨物自体の性質、形状に実質的な変更を加える作業は行いません。ただし、保税倉庫搬入検品時に一部貨物の外装破損が発見された場合、状況に応じて再包装作業を行うこともあります。
 - ③ 輸入者からの指示に従い、本邦向けコンテナ詰め、Packing List の作成、輸入者を E 国からの Shipper、かつ宛先とした B/L の作成等船積み手続きを行います。

(5) 輸入者は、X社に対し、保税倉庫の保管料及び委託業務に係る費用（保税倉庫における検査費用等）を支払っています。

なお、X社が輸入者に対し発行する請求書により、個々の委託業務ごとの費用は明らかになっています。

(6) 輸入者は、貨物を本邦へ引き取るため、海上保険を付保し、海上運賃を支払い、本邦までの危険を負担して輸入申告をします。輸入申告に用いる資料はサプライヤーが発行したCIF E国港条件インボイス、X社が作成したPacking List及び輸入者を宛先としたB/L並びにその他輸入に際し必要とされる書類を添付します。

(7) 輸入者が、F国から本邦へ直輸入せず、第三国であるE国で一時保管するのは、買い付けた一定量の貨物を顧客の需要に応じ、速やかにかつ安定的に供給をするためです。ただし一部の不良品についてはE国周辺の国に販売することも考えており、将来的には良品をE国周辺の国に販売する計画もあります。

3. 関税評価に対する照会者の見解

(1) 関税定率法第4条第1項に基づき課税価格を決定するに当たり、

① E国で発生する保管料につきましては、「売手から買手に引き渡された後に、本邦への輸出に先立ち、買手が自己のために当該輸入貨物を（中略）保管する場合」（関税定率法基本通達4-2（5））に該当し、現実支払価格に含まれないと考えます。

② E国で発生する検査費用につきましては、売手から買手に引き渡された後に、買手の都合により自己の為に行われる検査（関税定率法基本通達4-2の3（2））であることから、現実支払価格に含まれないと考えます。

(2) 仮に、関税定率法第4条第1項の規定を適用して課税価格を決定することができないこととなる場合には、以下の理由から、関税定率法第4条の4及び関税定率法施行令第1条の12第1号の規定により、関税定率法第4条第1項に準じて課税価格を決定することになると考えます。

① 関税定率法第4条の2の適用につきましては、当該輸入貨物と、本邦への輸出の日が同日ないし前後1ヶ月以内である貨物と比較するにあたり、本邦への貨物到着日にばらつきがあること、また価格が一定でないという貨物の性質上、困難であると考えます。

② 関税定率法第4条の3第1項の適用につきましては、国内販売価格が船積月の相場に基づき決定されるという貨物の性質上、仕入価格との乖離の可能性があります。その為、国内販売価格からの逆算方法で課税価格を決定することは困難であると考えます。

③ 関税定率法第4条の3第2項の適用につきましては、「生産者のために提供された輸入貨物の生産に関する資料、特に、生産者の商業帳簿」が入手不可能なため、困難であると考えます。

【回答内容】

本件輸入貨物は、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」により輸入されるものとは認められないことから、同項の規定を適用して課税価格を計算することができず、同法第4条の2以下の規定により課税価格を計算することとなります。

本件の場合、同法第4条の4に基づく同法施行令第1条の12第1号の規定により課税価格を計算することとなり、具体的には、輸入者とサプライヤーとの間のCIF E国港条件の売買価格に、当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料、その他当該運送に関連する費用を加えて、本件輸入貨物の課税価格を計算することが妥当です。

なお、E国の保税倉庫における保管料及び検査費用は、輸入貨物の課税価格に算入されません。

【理由】

1. 関係法令等

(1) 関税定率法（以下「法」という。）第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、「当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格とする。」と規定されています。

(2) 法基本通達（以下「通達」という。）4-1(1)において、「輸入取引」とは、「本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当する。」と規定されています。

2. 輸入取引の認定について

(1) 本件取引において、輸入者は、本件輸入貨物を本邦へ引き取ることを目的として、F国所在のサプライヤーと売買を行っていますが、本件輸入貨物をE国で一時保管することとしているから、サプライヤーとの間では、CIF E国港条件で売買契約を締結しており、実際に本件輸入貨物はF国からE国港に到着しています。

また、本件輸入貨物は、輸入者とE国所在のX社との間に結ばれた業務委託基本契約に基づき、輸入者がE国内の保税倉庫で保管している自己所有貨物であることから、当該貨物の本邦への到着をもたらしているのは、本邦内需要に応じた輸入者自身の出荷計画による本邦への引取り行為であると認められます。

以上のことから、本件輸入貨物は、法第4条第1項に規定する「輸入取引」により輸入されるものとは認められないことから、同項の規定により課税価格を計算することはできず、法第4条の2以下の規定により計算することとなります。

3. 課税価格の決定方法について

- (1) 法第4条の2において、同種又は類似の貨物とは、当該輸入貨物の本邦への輸出の日又は「これに近接する日」に本邦へ輸出されたもので、当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限るとされています。

また、通達4の2-1(4)において、「これに近接する日」とは、「輸入貨物の価格に影響を与える商慣行及び市場条件が輸出の日と同じであると認められる期間内の日をいう。ただし、原則として、輸出の日の前後1月以内の日として取り扱って差し支えない。」と解釈されていますが、同注意書きにおいて、「輸出の日の前後1月以内の日であっても、その日と輸出の日との間で輸入貨物の価格に影響を与える商慣行及び市場条件が異なると認められる場合は、「これに近接する日」には該当しない。」とされています。

本件輸入貨物については、本邦への輸出の日前後1月以内にF国から本邦に直送された同種又は類似の貨物の輸入が存在しますが、本件輸入貨物及び当該同種又は類似の貨物の価格は、いずれも国際相場価格に準じて取り決められます。当該貨物の国際相場は日々変動しており、これは輸入貨物の輸出の日と同種又は類似の貨物の輸出の日との間で輸入貨物の価格に影響を与える市場条件が異なると認められることから、「これに近接する日」には該当せず、法第4条の2を適用し課税価格を決定することはできません。

- (2) 法第4条の3第1項において、輸入貨物の国内販売価格又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格があるときは、当該国内販売価格から輸入港到着後の費用等を控除した価格を課税価格とすると規定されています。

輸入者の説明によると、本件輸入貨物の国内販売価格は、輸入者の仕入価格に関わらず輸入貨物の船積月の国際相場に基づき決定され、また、当該国際相場価格は日々変動するため、国内販売価格より控除される「通常の手数料又は利潤及び一般経費」の算出が困難であり、法第4条の3第1項を適用し課税価格を決定することはできません。

- (3) 法第4条の3第2項において、輸入貨物の製造原価を確認できるとき（当該輸入貨物を輸入しようとする者と当該輸入貨物の生産者との間の当該輸入貨物に係る取引に基づき当該輸入貨物が本邦に到着することとなる場合に限る。）は、当該製造原価に基づき課税価格を計算すると規定されています。

しかしながら、サプライヤーは本件輸入貨物の生産者ではなく、製造原価を確認することも困難とされていることから、法第4条の3第2項を適用し課税価格を決定することはできません。

- (4) 法第4条から第4条の3までの規定により課税価格を計算することができない場合、法第4条の4に規定する、特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定方法を適用することとなり、同条の規定を受

けた法施行令（以下「施行令」という。）第 1 条の 12 第 1 号又は第 2 号の規定に基づいて課税価格を決定することとなります。

- (5) 施行令第 1 条の 12 第 1 号では、法第 4 条から第 4 条の 3 までに規定する方法による課税価格の計算の基礎となる事項の一部がこれらの規定による計算を行うために必要とされる要件を満たさないためこれらの規定に規定する方法により課税価格を計算することができない場合において、その必要とされる要件を満たさない事項につき合理的な調整を加えることにより当該事項が当該要件を満たすこととなるときは、当該要件を満たさない事項につき当該調整を加えてこれらの規定に規定する方法により計算される価格としています。

この合理的な調整を加えることにより法第 4 条第 1 項の規定に基づき課税価格を計算する方法として、通達 4 の 4-1 (1) ロにおいて「本邦に拠点を有する輸入者が、最終的に本邦に到着させることを目的とした売買により購入した貨物を第三国で保管（保管に付随する些細な作業が行われる場合を含む。）した後に、本邦へ輸入する場合には、当該売買により「現実に当該貨物が本邦に到着することとなったもの」と取り扱い、当該売買を「輸入貨物に係る輸入取引」に該当するものとして、課税価格を計算する方法」が例示されています。

- (6) 本件輸入貨物は、第三国である E 国で保管され、輸入者の出荷計画により E 国から本邦に到着していますが、輸入者からの説明によれば、F 国から本邦へ貨物を直輸入せず、第三国である E 国で一時保管を行うのは、買い付けた一定量の貨物を本邦内販売先の需要に応じて速やかにかつ安定的に供給するためであるとされています。

また、一部の不良品については、E 国周辺の国に販売することを考えており、将来的には良品も E 国周辺の国に販売する計画もあるとされていますが現段階においては、本邦向け貨物として F 国から本件輸入貨物を購入しているとのことであるほか、その他輸入者からの提出資料においても、本邦以外の国へ貨物を販売するために購入したと確認できるものではありません。

なお、本件輸入貨物には、輸入者とサプライヤー間で取り決められた CIF E 国港条件による売買価格が存在しますが、当該売買価格は、E 国港までの運送や保険をサプライヤーが手配し、費用を負担するという取り決めであることを表しています。

よって、輸入者は最終的に本邦へ到着させることを目的として、サプライヤーから本件輸入貨物を購入しているものと解されます。

さらに、輸入者から業務委託された X 社は、第三国である E 国において、輸入者の指示に基づき、輸入貨物の保管及び検品作業等を行っていますが、当該検品作業は外装破損の有無など保管中の貨物状況を必要に応じて確認しているものであり、保管に付随する些細な作業であると考えられます。

従って、本件輸入貨物の課税価格は、通達 4 の 4-1 (1) ロのとおり、輸入者とサプライヤーとの間の売買により「現実に当該貨物が本邦に到着することとなったもの」と取り扱い、当該売買を「輸入貨物に係る輸入取引」に該当するものとして、施行令第 1 条の 12 第 1 号に規定する合理的

な調整を加えることにより、法第4条第1項の規定に基づき計算することが適当です。

4. 具体的な課税価格の計算方法について

上記3. で検討したとおり、本件輸入貨物の課税価格は、通達4の4-1(1)ロの規定に基づき、輸入者とサプライヤー間で取り決められた売買価格を基に、法第4条第1項の規定に基づき計算することが適当であり、具体的には、当該売買価格に、本件輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料、当該運送に関連する費用（以下「輸入港までの運賃等」という。）を加えて計算することが妥当です。

なお、輸入者は、E国の保税倉庫における本件輸入貨物の保管料をX社に対し支払っていますが、当該保管料は、本件輸入貨物がサプライヤーから輸入者に引き渡された後に、輸入者が自己のために行った保管に要する費用であり、サプライヤーから輸入貨物を購入するための費用ではないほか、当該保管料は、輸入者からの提出資料及び説明の限りにおいて、輸入港までの運賃等に該当するとは認められません。

また、輸入者は、E国の保税倉庫における本件輸入貨物の検品のための検査費用をX社に対し支払っていますが、当該検品は輸入貨物を購入するため、輸入者とサプライヤーとの間の売買契約で取り決められているものではなく、サプライヤーから貨物を引き渡された後に輸入者がX社へ委託して行っているものであることから、当該検査費用は、輸入者が自己のために行った検査に要した費用と認められません。

以上のことから、E国の保税倉庫における保管料及び検査費用は、本件輸入貨物の課税価格に含まれません。